

# 第50回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制および運用状況

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

連 結 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 記 表

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

株式会社大庄

上記の事項につきましては、法令および定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daisyo.co.jp/company/ir/stock.html>) に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

## **業務の適正を確保するための体制および運用状況**

当社の業務の適正を確保するための体制およびその運用状況については、以下のとおりであります。

### **(1) 当社の取締役の職務執行の適正を確保するための体制**

- ① 当社は、取締役、従業員の職務の執行が法令・定款および社内規程に適合することを確保するために、「コンプライアンス規程」および「大庄コンプライアンス行動規範」を定め、取締役がこれを率先して遵守することにより、企業価値の向上と社会的責任を遂行する。
- ② 取締役会については、「取締役会規程」ならびに「取締役会付議規程」の定めにより、月1回の定期開催を原則とし、必要に応じて随時開催する。運営に当たっては、経営上の重要な事項については、弁護士等その分野の専門家にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努める。
- ③ 取締役の職務執行については、監査役が「監査役会規程」および「監査役監査規程」の定めにより経営執行に対する監督強化を図る。なお、取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、取締役会に報告し、その是正を図り、適切かつ厳正に対応する。

### **(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

- ① 取締役会の職務執行に係る取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書等の保存管理すべき情報については、「文書取扱規程」「情報管理規程」に基づき保存期間・保存方法等を明確にし、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が何時でも閲覧可能な状態を維持する。
- ② 取締役の職務執行に係る情報等は、「情報管理規程」に定める情報区分に従った表示を施して記録・保存する。また、電磁的媒体の記録情報にはアクセス制限を付す等のセキュリティ管理を行う。
- ③ 取締役の職務執行に関する情報等の作成、保存、管理状況について、監査役が監査する。

### **(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程およびその他の体制**

- ① 当社の経営に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスク要因として、下記事項が内在していることを認識し、取締役および従業員全員が共有し対応する。
  - イ. 経営戦略の意思決定において十分な情報、分析、検討等の欠如による戦略ミスが、経営成績や財政状態に重大な影響を及ぼすリスク
  - ロ. 食中毒や食材事故の発生により、店舗の一定期間の営業停止や営業認可取消し、ブランドの失墜、損害賠償の請求等を被るリスク
  - ハ. 役員や従業員の不正行為やコンプライアンス違反により、社会的信用の失墜や経営に重大な支障を被るリスク
- 二. 投資活動において当初計画の回収ができずに重大な損失となるリスク
- ホ. 不測の事態により情報管理システムに障害が発生し、物流体制や店舗運営体制に支障をきたすことにより、業績に重大な損失を被るリスク

- ヘ. 自然災害や火災、店舗や工場での不測の事故等により、店舗営業を中断せざるを得ない状況が発生した場合に業績や財政状態に重大な影響を被るリスク
  - ト. その他の経営に重大な影響を被るリスク
- ② リスク管理体制の基本として「リスク管理規程」を定め、取締役および従業員全員が認識を共有する体制を構築する。また、内在する個々のリスクについては、管理責任者を任命し、適切な対策を実施して発生の未然防止を図る。
  - ③ 各部門の担当役員は、リスクマネジメント状況を監督し、適切な指導・改善を図る。また、「リスク管理委員会」を定期に開催し、想定されるリスクの予防策策定および顕在化したリスクの対応と再発防止策を実行する。
  - ④ 不測の事態が発生した場合の「危機管理規程」を定め、不測の事態発生時には、直ちに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を組成し、顧問弁護士、外部専門家等のアドバイスを受けて迅速な対応を行い、事態の悪化や損失の拡大を最小限に食い止める体制を構築する。

#### (4) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」を定め、取締役会を月1回定期開催するとともに、重要事項については、必要に応じて隨時取締役会を開催する。
- ② 重要事項については「取締役会付議規程」を定め、取締役会に付議する担当取締役が中心となって関係各部門と十分に事前協議し、取締役会の審議を経た上で執行決定を行う。
- ③ 取締役会での決定事項の業務執行は、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」の定めに沿って各部門の責任者の下で効率的な運営に努める。

#### (5) 当社の使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 従業員の職務執行が円滑かつ適正に運営される基本として、「コンプライアンス規程」および「大庄コンプライアンス行動規範」を定め、これの遵守の徹底に努める。
- ② 会社のコンプライアンスを統括する専門組織として「コンプライアンス統括室」を置き、コンプライアンスの社内徹底、教育研修等の取組み状況を監査し、維持・向上を図り機能性を高める。
- ③ 「コンプライアンス委員会」を定期に開催し、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、監視する体制を構築する。
- ④ コンプライアンス教育・指導については、研修制度にカリキュラムを織り込み実施する。また、その結果を取締役ならびに監査役に適宜報告してコンプライアンス体制の充実を図る。
- ⑤ 法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として「内部通報制度規程」を定め、第三者機関（社外弁護士）および内部監査部を直接の通報受理者とする社内通報システムを設置し、早期に問題点の対応を図る。なお、運営に当たっては、情報提供者の保護など「内部通報制度規程」の定めに従って対応する。

## (6) 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - イ. 当社および子会社との間では、毎月「関係会社月次会議」を開催し、子会社の取締役は、当社の取締役に対して業績予算の進捗や業務執行状況についての報告を行い、情報の共有化を図る。
  - ロ. 子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」および「関係会社稟議決裁基準」に基づき、必要な事項につき当社への報告もしくは申請を行い、その内容・重要度に応じて当社の取締役もしくは当社の取締役会が当社としての決裁を行う。また、必要に応じ、当社の取締役会・監査役会に子会社の役職員を出席させ、その事項の報告や意見を求める。
  - ハ. 子会社の取締役および役職員の職務執行に係るその他事項については、必要に応じ、子会社担当取締役がその都度報告を受ける体制とする。
- ② 子会社の損失の危機管理に関する規程その他の体制
  - イ. 当社の内部監査部が子会社に対して定期的に業務監査を行うとともに、必要に応じて当社の経理部が四半期毎の会計監査を行うなど、当社関係各部署がモニタリングを実施し、問題点の早期把握、改善に努める。
  - ロ. 当社が行う子会社に対する監査等において、損失の危機のある業務執行行為が認識された場合には、その内容および損失の程度について直ちに当社代表取締役社長、リスク統括役員および担当取締役に報告し、当社および子会社は、「リスク管理規程」および「危機管理規程」に基づいて適時適切な対処を実施する。
- ③ 子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制
  - イ. 子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」および「関係会社稟議決裁基準」に基づき、当社の各種主要規程を参考に、各々「取締役会規程」や「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌」などを策定し、効率的な職務執行を行う。
  - ロ. 子会社は、毎月または四半期毎の定例取締役会や必要に応じた臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を通じて経営効率の向上を図る。
  - ハ. 子会社の年度計画や予算策定に当たっては、子会社の取締役と当社の取締役との予算策定会議において相互に十分な討議を行った上で策定し、当社の取締役会でグループ予算として承認決議した上で執行する。また、毎月「関係会社月次会議」を開催し、子会社の取締役は、当社の取締役に対して業績予算の進捗や業務執行状況についての報告を行い、情報の共有化を図ることでグループ全体の効率的運営を図る。

- ④ 子会社の取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当社の「コンプライアンス規程」および「大庄コンプライアンス行動規範」は、グループ会社の行動指針として適用し推進する。さらに、子会社にも当社の諸規程を踏まえた各社毎の規程を整備させることにより、グループ全体の業務の適正を確保する運営に努める。また、当社「コンプライアンス統括室」は、グループ子会社に対しても教育研修等を通してコンプライアンス意識の向上を図る。
  - ロ. 当社の内部監査部は、定期的に子会社の業務監査を実施し、法令および定款に従い適正かつ効率的に執行されているか等の監査を行う。また、当社監査役は、子会社監査役との連携を密にし、子会社の内部統制システムの有効性について定期的に検証する。
  - ハ. 当社グループにおいては、グループ内部統制の強化を図るため、当社の取締役、監査役および幹部従業員が、子会社の非業務執行取締役もしくは監査役として就任しており、子会社の取締役会等を通して経営状況の報告を受ける。
  - 二. 子会社においても、法令・定款違反行為やコンプライアンス違反行為に関する通報体制として「内部通報制度規程」を定め、子会社内の通報受理者とは別に、第三者機関（社外弁護士）および当社の内部監査部を通報受理者（ホットライン窓口）とするグループ内通報システムを設置する。これにより、子会社内に止まらない早期の問題事象の対応を図る。

## **(7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項**

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役の求めに応じ、当社の従業員から監査役補助者を任命する。
- ② 運営に当たっては、監査役補助者の人事評価は常勤監査役が行い、当該使用人の任命、異動等の人事上の処遇については常勤監査役の同意を得た上で決定し、取締役会からの独立性を確保するとともに、監査役補助者は他部署の役職を兼務しないこととし、監査役の指揮命令に従うことで監査役の指示の実効性を確保する。

## **(8) 当社の監査役への報告に関する体制**

- ① 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
  - イ. 当社の取締役および使用人が、当社監査役に報告すべき事項等について「監査役会規程」を定め、業務ならびに業績等に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに当社監査役に報告する体制を構築する。また、定款および「監査役会規程」「取締役会規程」の定めにより、当社監査役は各種会議へ出席し、報告を受けるとともに意見を述べる体制を構築する。
  - ロ. 当社監査役が、資料を閲覧し監査・調査を行うことについて「監査役監査規程」を定め、監査役の監査が実効的に行われるための体制を確保する。また、当社監査役は、当社代表取締役社長やリスク統括役員、内部監査部と定期的に意見および情報の交換を行い、適切な報告体制の維持に努めるとともに、監査の実効性を高める。

- ② 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- イ. 子会社の取締役・監査役および使用人は、法令・定款に違反する、もしくはその恐れがある行為、あるいは会社の業務ならびに業績等に重大な影響を及ぼす事項を発見した時には、速やかに当社の監査役に報告する。子会社の取締役・監査役および使用人から上記事項につき報告を受けた者も同様とする。また、当社の監査役が必要に応じて子会社の取締役および使用人に報告を求めた場合には、迅速かつ適切に対応する。
- ロ. 当社の監査役は、「関係会社月次会議」等に出席し、子会社の経営監視を行う他、「監査役監査規程」に基づき、隨時子会社別に業務執行状況の監査を行う。
- ハ. 当社の内部監査部は、実施した子会社監査の結果内容を遅滞なく当社監査役に報告するものとし、子会社の内部通報制度に基づき受理した通報のうち、重要性の高いものについてはその内容や対応状況について当社監査役に適宜報告する。

**(9) 当社監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 当社は、当社監査役への報告を行った当社および子会社の取締役・従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役・従業員等に周知徹底する。
- ② 当社および子会社の「内部通報制度規程」では、法令・定款違反行為やコンプライアンス違反行為に関する通報者に対しては、当該通報をしたことを理由として一切の不利な取扱いを行うことを禁止しており、これに違反した者には懲戒処分その他適切な措置を行う。

**(10) 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務執行について生ずる費用の前払または償還等を請求した時は、その請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を当社負担で処理する。

**(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社の取締役および使用人が、当社監査役に報告すべき事項等について「監査役会規程」を定め、業務ならびに業績等に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに当社監査役に報告する体制を構築する。また、定款および「監査役会規程」「取締役会規程」の定めにより、当社監査役は各種会議へ出席し、報告を受けるとともに意見を述べる体制を構築する。

- ② 当社監査役が、資料を閲覧し監査・調査を行うことについて「監査役監査規程」を定め、監査役の監査が実効的に行われるための体制を確保する。また、当社監査役は、当社代表取締役社長やリスク統括役員、内部監査部と定期的に意見および情報の交換を行い、適切な報告体制の維持に努めるとともに、監査の実効性を高める。

## (12) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社および子会社は、当社の「大庄コンプライアンス行動規範」に従い、社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力ならびに団体との関係を遮断し、毅然とした姿勢で違法・不当な要求を排除する。また、名目の如何を問わず、利益の供与や不当な要求の受け入れは一切行わない。

## (13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 取締役会の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役 2 名を含む取締役 9 名で構成され、社外監査役 3 名を含む監査役 4 名も出席しております。「取締役会規程」ならびに「取締役会付議規程」の定めに従い、原則として毎月 1 回の定時取締役会を開催し、業績の状況確認および対策等の協議、検討を行う他、重要な事項に関しましては、その都度臨時取締役会を開催し、スピーディに対応しております（当事業年度では 14 回開催）。運営に当たっては、経営上の重要な事項については、その分野の専門家等にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

### ② 監査役会の職務執行

当社の監査役会は、社外監査役 3 名を含む監査役 4 名で構成されており、原則として毎月開催の他、必要に応じて開催しております（当事業年度では 13 回開催）。また、常勤監査役を中心に監査方針、監査計画等に基づき取締役会や月次経営方針会議に出席し、経営の監視を行う他、部門別に業務執行状況の監査を行っております。取締役の職務執行については、「監査役会規程」の定めにより経営執行に対する監督強化に努めております。

### ③ コンプライアンス体制

当社では、経営幹部による「コンプライアンス委員会」を設置しており、社内のコンプライアンス遵守体制の整備状況をチェックしております（当事業年度では 5 回開催）。さらに、全従業員が「コンプライアンス規程」に従い、自主的に積極的な行動ができるように「大庄コンプライアンス行動規範」を制定しており、所属長を通しての周知徹底を図っております。内容的には、行動規範項目とその指針・目的ならびに具体的な行動基準等を記載しており、その徹底状況を「コンプライアンス委員会」でも確認しております。一方、法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として、第三者機関（社外弁護士）および内部監査部を直接の情報受理者とする内部通報制度を構築しており、早期に問題点の対応を図るよう努めております。また、運営に当たっては、情報提供者の保護を十分配慮した「内部通報制度規程」を定め、厳正に実施しております。

④ リスク管理体制

当社では、経営幹部による「リスク管理委員会」を設置しており、潜在リスクの洗い出し、分析、整理を行うとともに、リスクの事前予防策、対応策の検討などを行っております（当事業年度では4回開催）。一方、衛生管理体制につきましては、「食品衛生研究所」において厚生労働省や各保健所の基準に基づく各種細菌検査を定期的に実施するとともに、入荷食材の品質検査、社内従業員への衛生教育・指導を厳格に行っております。

⑤ 子会社経営管理

当社グループでは、毎月「関係会社月次会議」を開催しており、各子会社役員から、月次業績や経営計画の進捗状況および業務執行状況等についての報告を受け、質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております（当事業年度では12回開催）。また、当社が定める「関係会社管理規程」および「関係会社稟議決裁基準」に基づき、子会社に必要とされる稟議事項については、親会社である当社への事前報告もしくは申請を行い、当社の取締役もしくは取締役会にて十分な検討を行い、承認決裁を行うことで、子会社の業務の適正を確保しております。

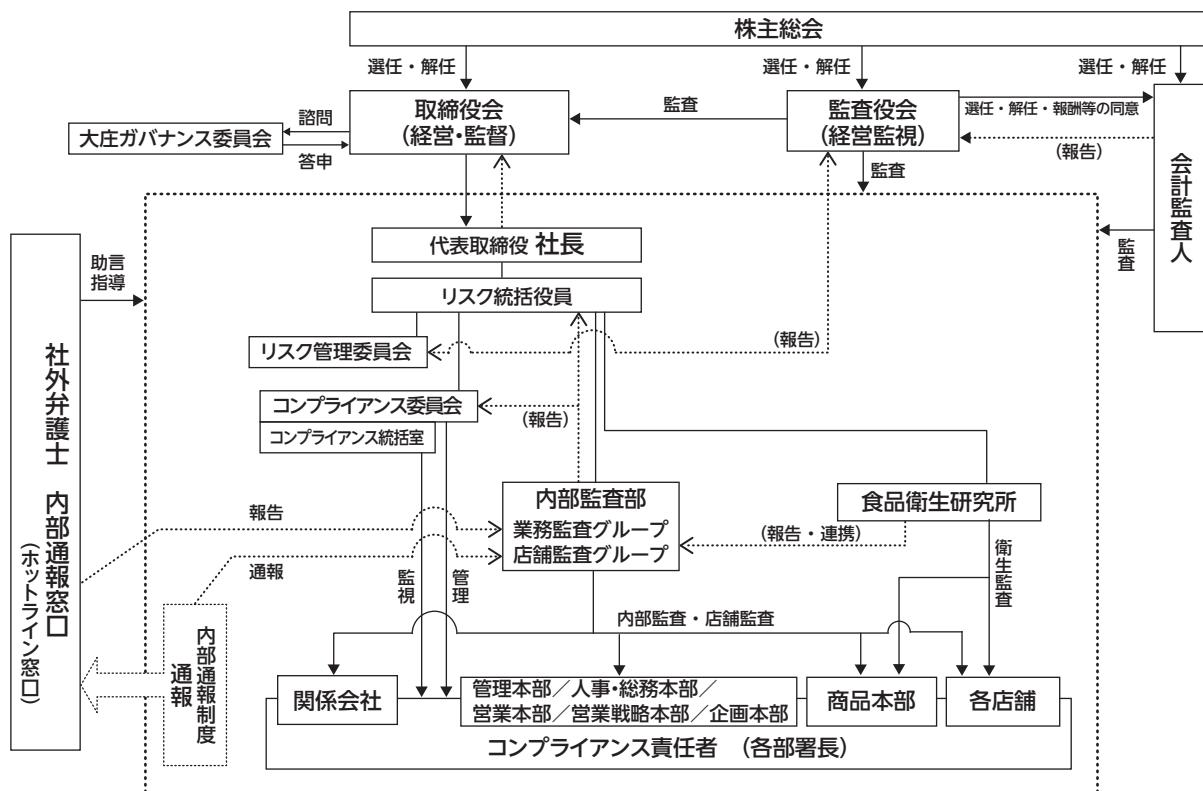
⑥ 内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインからは独立した社長直轄の組織として内部監査部を設置しております。内部監査部は、本社、店舗、および関係会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長およびリスク統括役員に報告しております。また、監査役および会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

⑦ 反社会的勢力排除に対する取組み状況

当社では、当社グループの全従業員がコンプライアンス規程に従い、自主的に積極的に行動が出来るように「大庄コンプライアンス行動規範」を制定し、周知徹底を図っておりますが、その第6章「社会との関係」の中の基本方針として「私たちは、良き企業市民としての義務を自覚し、企業が国家や地域社会に対して負っている責任を積極的に果たしていきます。」と明記しております。また、第29条（反社会的勢力との関係断絶）の条文では、「社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力ならびに団体との関係を遮断し、毅然とした姿勢で違法・不当な要求を排除します。また、名目の如何を問わず、利益の供与は一切いたしません。」と掲げております。さらには、社内教育研修においても、店舗業務に携わる従業員を中心に周知徹底を図っており、実際の現場での行動基準や対応方法などについても具体的かつ実践的な指導を行っております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、速やかに担当部署に報告し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、関係を遮断する体制を構築しております。

<コーポレートガバナンス模式図>



## 連結株主資本等変動計算書 (2020年9月1日から2021年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己 株 式	株主資本合計
2020 年 9 月 1 日 残 高	100	18,740	△2,612	△250	15,977
連結会計年度中の変動額					
欠 損 填 補		△3,946	3,946		－
親会社株主に帰属する当期純損失			△4,864		△4,864
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	△3,946	△918	△0	△4,864
2021 年 8 月 31 日 残 高	100	14,794	△3,530	△250	11,113

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 金 差 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
2020 年 9 月 1 日 残 高	157	△5	152	2	16,133
連結会計年度中の変動額					
欠 損 填 補					－
親会社株主に帰属する当期純損失					△4,864
自 己 株 式 の 取 得					△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額(純額)	△125		△125	△2	△127
連結会計年度中の変動額合計	△125	－	△125	△2	△4,992
2021 年 8 月 31 日 残 高	32	△5	27	0	11,141

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数……………4社

米川水産(株)

(株)ディ・エス物流

(株)アサヒビジネスプロデュース

(株)光寿

- (2) 非連結子会社の名称等……………該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数……………該当事項はありません。

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社

および関連会社の名称等……………該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

- ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

- ② たな卸資産

- (イ) 評価基準

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- (ロ) 評価方法

商 品

冷凍食品……………総平均法

冷凍食品以外の商品……………最終仕入原価法

製品および仕掛品……………総平均法

原材料および貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～60年

工具・器具及び備品 2年～20年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸 倒 引 当 金…………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞 与 引 当 金…………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 株 主 優 待 引 当 金…………将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、株主優待利用実績に基づいて、当連結会計年度末の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

- ④ 役員退職慰労引当金…………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- ⑤ 店舗閉鎖損失引当金…………店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異および過去勤務費用は、発生年度に一括して費用処理しております。

- ② 繰延資産の処理方法

社債発行費…………社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

- ③ 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理方法は税抜方式により処理しております。

- ④ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## (重要な会計上の見積り)

### ・固定資産の減損損失

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

店舗における有形固定資産 4,166百万円、無形固定資産 4百万円

減損損失 725百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 算出方法

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としており、減損の兆候がある店舗について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

##### ② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、各店の事業計画の基礎となる売上高及び人件費等の費用予測であります。新型コロナウイルス感染症の影響については、収束時期を正確に予測することは困難な状況にありますが、新型コロナウイルス感染症による業績への影響は2022年中にかけて徐々に収束し回復に向かうことを前提としております。

##### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りが大きく相違した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

## (表示方法の変更)

### (1) 連結貸借対照表

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記をしております。

### (2) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

## (追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額…………… 17,565百万円
2. 土地再評価法

旧株榮太郎（2003年3月10日合併）が所有していた土地については、「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第941条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における  
時価と再評価後の帳簿価額との差額 △13百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式…………… 21,198,962株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌期となるもの

2021年11月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額…………… 146百万円
- ② 1株当たり配当額…………… 7円
- ③ 基準日…………… 2021年8月31日
- ④ 効力発生日…………… 2021年11月29日

なお、配当原資については、その他資本剰余金とすることを予定しております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループの規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

未収入金は、1年以内の回収期日であります。

投資有価証券は、主として株式であり、信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

差入保証金および敷金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であります。当該差入保証金および敷金については、当社グループの規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である買掛金および未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は運転資金に係る資金調達であり、長期借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。これらの支払金利の変動リスクを回避するため、原則として固定金利により資金調達を行っておりますが、短期借入金は変動金利による資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年8月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	6,873	6,873	—
(2) 売掛金	1,480	1,480	—
(3) 未収入金	2,962	2,962	—
(4) 投資有価証券	119	119	—
(5) 差入保証金	4,760	4,578	△182
(6) 敷金	2,309	2,228	△81
<b>資産計</b>	<b>18,506</b>	<b>18,242</b>	<b>△263</b>
(1) 買掛金	931	931	—
(2) 短期借入金	2,790	2,790	—
(3) 未払金	1,504	1,504	—
(4) 社債	685	682	△2
(5) 長期借入金	12,285	12,280	△5
<b>負債計</b>	<b>18,196</b>	<b>18,189</b>	<b>△7</b>

(注) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

### 資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5)差入保証金、(6)敷金

これらの時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割引いた現在価値により算定しております。

#### 負債

##### (1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (4)社債、(5)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入または社債発行を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

#### (賃貸等不動産に関する注記)

##### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、東京都その他の地域において賃貸用建物（土地を含む）等を有しております。

##### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末時価
4,566	4,742

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、路線価等に基づいて自社で算出した金額であります。

#### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額…………… 530円 88銭

2. 1株当たり当期純損失…………… 231円 81銭

#### (その他の注記)

##### リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年以内

532百万円

1年超

889百万円

合 計

1,421百万円

## 株主資本等変動計算書 (2020年9月1日から2021年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2020 年 9 月 1 日 残 高	100	9,908	8,652	18,560
事 業 年 度 中 の 变 動 額				
欠 損 填 補			△3,946	△3,946
当 期 純 損 失				
自 己 株 式 の 取 得				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 变 動 額(純 額)				
事 業 年 度 中 の 变 動 額 合 計	—	—	△3,946	△3,946
2021 年 8 月 31 日 残 高	100	9,908	4,706	14,614

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株 式
		そ の 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金		
2020 年 9 月 1 日 残 高	176	1,909	△6,032	△3,946	△250
事 業 年 度 中 の 变 勤 額					
欠 損 填 補	△176	△1,909	6,032	3,946	—
当 期 純 損 失			△4,830	△4,830	△4,830
自 己 株 式 の 取 得					△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 变 勤 額(純 額)					—
事 業 年 度 中 の 变 勤 額 合 計	△176	△1,909	1,202	△884	△0
2021 年 8 月 31 日 残 高	—	—	△4,830	△4,830	△250
					9,633

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年9月1日 残高	157	△5	152	14,616
事業年度中の変動額				
欠損 填補				—
当期純損失				△4,830
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△125		△125	△125
事業年度中の変動額合計	△125	—	△125	△4,955
2021年8月31日 残高	32	△5	27	9,660

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準および評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他の有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準および評価方法

##### ① 評価基準

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

##### ② 評価方法

商品

冷凍食品……………総平均法

冷凍食品以外の商品……………最終仕入原価法

製品および仕掛品……………総平均法

原材料および貯蔵品……………最終仕入原価法

### 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～60年

工具・器具及び備品 2年～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

### **3. 引当金の計上基準**

- (1) 貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞 与 引 当 金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 株 主 優 待 引 当 金……将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、株主優待利用実績に基づいて、当事業年度末の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。
- (4) 退 職 給 付 引 当 金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異および過去勤務費用は、発生年度に一括して費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (6) 店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

### **4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項**

- (1) 繰延資産の処理方法  
社債発行費……社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
- (2) 消費税等の会計処理  
消費税および地方消費税の処理方法は税抜方式により処理しております。
- (3) 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。

## (重要な会計上の見積り)

### ・固定資産の減損損失

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

店舗における有形固定資産 4,166百万円、無形固定資産 4百万円

減損損失 725百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 算出方法

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としており、減損の兆候がある店舗について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は店舗の使用価値により測定され、使用価値がマイナスとなった場合には回収可能価額を零として算定しております。

##### ② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、各店の事業計画の基礎となる売上高及び人件費等の費用予測であります。新型コロナウイルス感染症の影響については、収束時期を正確に予測することは困難な状況にありますが、新型コロナウイルス感染症による業績への影響は2022年中にかけて徐々に収束し回復に向かうことを前提としております。

##### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りが大きく相違した場合、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

## (表示方法の変更)

### (1) 貸借対照表

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記をしております。

### (2) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)を当事業年度の計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

## (追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 ..... 17,615百万円

2. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権 ..... 7百万円

関係会社に対する短期金銭債務 ..... 1,841百万円

3. 土地再評価法

旧㈱榮太郎（2003年3月10日合併）が所有していた土地については、「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第941条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 ..... 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 ..... △13百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引

(イ) 売上高 ..... 285百万円

(ロ) 仕入高等 ..... 2,027百万円

営業取引以外の取引高 ..... 0百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	213,720株	40株	—	213,760株
合計	213,720株	40株	—	213,760株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	65百万円
貸倒引当金	0百万円
繰越欠損金	4,843百万円
未払事業所税	17百万円
退職給付引当金	532百万円
資産除去債務	303百万円
減損損失（非償却資産）	317百万円
減価償却超過額	92百万円
関係会社株式評価損	108百万円
役員退職慰労引当金	43百万円
その他	81百万円
繰延税金資産小計	6,404百万円
繰越欠損金に係る評価性引当額	△4,843百万円
将来減算一時差異に係る評価性引当額	△1,450百万円
評価性引当額小計	△6,293百万円
繰延税金資産合計	111百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△111百万円
その他有価証券評価差額金	△17百万円
繰延税金負債小計	△128百万円
繰延税金負債の純額	△17百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引

(1) 親会社および法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	米川水産(株)	100	役員の兼任	資金の借入	800	関係会社短期借入金	800
子会社	(株)ディ・エス物流	100	役員の兼任	資金の借入	400	関係会社短期借入金	400
子会社	㈱アサヒビジネスプロデュース	100	役員の兼任	資金の借入	500	関係会社短期借入金	500

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入については、市場金利および取引条件等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員およびその近親者	平辰	-	-	当社 名譽顧問	(被所有) 直接 2.9	店舗の賃借	第一ビル賃借	60	差入保証金	63
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)ダイタン商事	東京都 千代田区	74	不動産の管理、賃貸	-	事務所の賃借	大森シティ ビル賃借	85	敷金	43
							大森シティ ビル電気	10		

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1 第一ビルおよび大森シティビルの賃借については、近隣相場を勘案し契約により所定金額を決定しております。  
 2 (株)ダイタン商事は当社名譽顧問平辰が議決権の100%を直接所有しております。  
 3 商品の仕入価格については、市場価格を勘案した一般的な取引条件と同様に決定しております。  
 4 上記取引金額には、消費税は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額…………… 460円 37銭

2. 1株当たり当期純損失…………… 230円 20銭